

月報私学

4
2021
VOL.280



東京音楽大学は、1907年に設立された東洋音楽学校を前身とする、日本で最も古い歴史をもつ私立音楽大学です。「音楽を通して社会に貢献する」という理念に基づき、教養豊かな人材を育成してきました。池袋キャンパス（写真上段右）と2019年に開校した中目黒・代官山キャンパス（写真下段左）はともに最寄駅から徒歩5分に立地し、都心の緑の中で芸術性・創造性を育む環境です。

写真提供 学校法人 東京音楽大学（東京都目黒区）

CONTENTS

● 令和2年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点	2
● 令和3年度 電子証明書等の取り扱い	4
● 「令和3年度 学校法人基礎調査」のご案内	5
● 私立学校への寄付には税の優遇措置があります	6
● 大学ポートレートのご利用案内	8
● 「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」の送付	9
● 資格関係の報告内容の訂正／資格取得等の報告は加入者が所属する学校で報告してください	10
● 療養費・家族療養費の請求手続き／掛金等の期限内納付及び口座振替のお願い	11
● 子ども医療費助成の届け出にご協力をお願いします／押印が必要な書類があります／私学共済ホームページに関するアンケート調査(お礼)／令和3年度 団体信用生命保険料充当金率(住宅貸付)／加入者貸付の借受人に退職手当等を支給したとき	12
● 人間ドック利用費用補助／福島原発事故に伴う一部負担金免除の延長	13
● 令和3年度 ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会	14
● 加入者貸付のご案内	15
● 私学共済制度のあらまし	16
● INFORMATION	18
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	20

令和2年度 私立大学等経常費補助金
最終交付状況と配分方法の主な変更点

令和2年度私立大学等経常費補助金は、当初予算額、補正予算（第一次・第二次・第三次）額の合計額3079億3966万8000円（復興特別会計を含みます）のうち、3077億7530万9000円を859校に対して交付しました。

このうち、一般補助は2805億8254万1000円、特別補助は271億9276万8000円（復興特別会計を含みます）です（表1、2）。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連した対策に関する対応により、各私立大学等においては、例年とは異なる資金需要が生じていることから、資金交付について年3回（9月・12月・3月）とし、第一次及び第二次補正予算による授業料減免事業等支援（特別補助 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分）については、12月での資金交付としました。



表1 令和2年度私立大学等経常費補助金 交付状況

区 分	学 校 法 人 数			学 校 数			補 助 金 額	
	総数 (A)	交付法人		総 数 (C)	交付校		予 算 額	交 付 決 定 額
		法人数 (B)	(B) (A)		学校数 (D)	(D) (C)		
一般補助	大 学	564	540	95.7	609	577	94.7	千円 266,054,378
	短 期 大 学	100	94	94.0	306	280	91.5	14,312,661
	高等専門学校	1	1	100.0	3	2	66.7	215,502
	計	665	635	95.5	918	859	93.6	274,275,000
特別補助	大 学	564	540	95.7	609	574	94.3	25,276,364
	短 期 大 学	100	94	94.0	306	279	91.2	1,907,684
	高等専門学校	1	1	100.0	3	2	66.7	8,720
	計	665	635	95.5	918	855	93.1	33,664,668
合 計	大 学	564	540	95.7	609	577	94.7	291,330,742
	短 期 大 学	100	94	94.0	306	280	91.5	16,220,345
	高等専門学校	1	1	100.0	3	2	66.7	224,222
	計	665	635	95.5	918	859	93.6	307,939,668

表2 令和2年度私立大学等経常費補助金 特別補助交付状況

項 目 名	補助金額	
	対象(校)	交付額(千円)
I 成長力強化に貢献する質の高い教育	855	9,051,287
II 社会人の組織的な受入れ	149	312,890
III 大学等の国際交流の基盤整備	95	1,791,155
IV 大学院等の機能の高度化	661	15,070,307
V 経営強化等支援	48	499,991
VI 東日本大震災からの復興支援〔復興特別会計〕	9	460,280
VII 令和2年7月豪雨等からの復興支援	4	6,858
特 別 補 助 計	855*	27,192,768

※対象校の合計欄は実交付学校数

色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する事業です。
2年度の選定校数は281校(実数)でした(表3)。

タイプ1「Society5.0」の実現等に向けた特色ある教育の展開

「Society5.0」時代に求められる力を養う、文理横断的な教育プログラムの実施、リベラルアーツ教育の推進、各専門分野の特性に応じたAI、数理、データサイエンス等に関する教育の導入・強化等、新たな時代を生きる学生に対する教育機能の強化を促進します。

また、入学者選抜体制の充実強化、高等学校教育と大学教育の連携強化等、高大接続改革への取組を支援します。
2年度は、68点以上(99点満点)、130校が選定されました。

タイプ2「特色ある高度な研究の展開」
社会的要請の高い課題の解決に向けた研究やイノベーション創出等に寄与する研究や他大学等と連携した研究など、高度な研究を基軸とした特色化・機能強化を促進します。

2年度は、22点以上(54点満点)、51校が選定されました。

「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特

表3 私立大学等改革総合支援事業 選定状況

区 分		大学			短期大学			高等専門学校		申請校数計	選定校数計	選定率	得点(点)		
		申請校数	選定校数	選定率	申請校数	選定校数	選定率	申請校数	選定校数				満点	選定点	
タイプ1 【『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開】		392	96	24%	163	34	21%	1	0	556	130	23%	99	68	
タイプ2 【特色ある高度な研究の展開】		78	49	63%	9	2	22%	0	0	87	51	59%	54	22	
タイプ3 【地域社会への貢献】	(地域連携型)	151	49	32%	40	7	18%	0	0	191	56	29%	53	33	
	(プラットフォーム型)	142	98	69%	51	33	65%	0	0	193	131	68%	共通 個別	78 50	共通 個別
タイプ4 【社会実装の推進】		88	52	59%	8	0	0%	0	0	96	52	54%	60	34	
延べ数		851	344	40%	271	76	28%	1	0	1,123	420	37%	—	—	
実数計		441	221	50%	182	60	33%	1	0	624	281	45%	—	—	

助成業務

タイプ3「地域社会への貢献」

(地域連携型)

地域と連携した教育課程の編成や地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取組を支援します。

2年度は、33点以上(53点満点)、56校が選定されました。

(プラットフォーム型)

大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援します。2年度は、131校が選定されました。

タイプ4「社会実装の推進」

産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援します。2年度は、34点以上(60点満点)、52校が選定されました。

当該支援事業に選定された大学等については、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

(一般補助)

「教育研究経常費」のうち「教員経費」及び「学生経費」の補助金算定額に19・1%を乗じた額について、2億5000万円を上限として増額しました。

(特別補助)

タイプごとの得点に応じた額を増額しました。

当該支援事業の詳細は、文部科学省ホームページ(教育▼大学・大学院、専門教育▼私立学校の振興▼私学助成の充実▼大学等関連▼私立大学等改革総合支援事業)をご覧ください。

一般補助

○障害のある学生への支援

障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況について、取組内容・単価を見直すとともに、学内ワークスタディによる教育支援活動の実施に該当する場合には増額することとしました。

○学生定員・現員調査票における外国人留学生の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響によりビザの発給がなされていないかった等のために、現員に算入することができなかった新規入学(編入学を含む)の外国人留学生を算定の対象としました。

特別補助

Ⅰ 成長力強化に貢献する質の高い教育

○地方の職を支える人材育成

地元企業等でのインターンシップ実施率について、対象となるインターンシップ事業が「前年度内」に実施したものから「今年度内」に実施するものに変更しました。

○被災地の復興支援

ボランティアの実施について、取組の対象として、新型コロナウイルス感染症対応のボランティア活動を追加しました。

○授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対して、授業料減免事業等(利子負担事業含む)を行った私立大学等に対して支援を行う観点から、当該減免事業等に要する費用について補助金の増額措置を行いました。

なお、高等教育の修学支援新制度の対象となる部分については、新制度により支援を行います。

○新型コロナウイルス感染症対策支援

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでいる大学等に補助金の増額措置を行いました。

Ⅱ 社会人の組織的な受入れ

○社会人の受入れ環境整備

取組の対象として、「履修証明プログラムの実施」を追加しました。

Ⅲ 大学等の国際交流の基盤整備

○外国人留学生の取り扱いについて
新型コロナウイルス感染症の影響により来日できない又は在留資格の更新ができないなど、基準日時点で「留学」の在留資格を取得（更新）できていない場合であっても、遠隔授業等を行っている外国人留学生について対象としました。

○招致学生の受入れ及び学生の海外派遣について

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、オンライン等で実施している場合についても対象としました。

Ⅳ 大学院等の機能の高度化

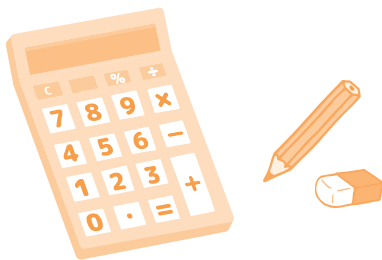
○大学院における研究の充実

若手研究者及び女性研究者の在籍率がいずれも7・5%以上である場合、新たに調整率（20%増額）を適用しました。

○研究施設運営支援及び大型設備等運営支援

関連する建物が耐震化されていない場合、新たに調整率（20%減額）を適用しました。

主な変更点は以上です。補助金の交付状況及び配分基準等については、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼私立大学等経常費補助金」をご覧ください。



ご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 補助金課

一般補助

私立大学等改革総合支援事業

補助金第一係

☎ 03（3230）

7300～7302・7313

補助金第二係

☎ 03（3230）

7306～7308・7314

特別補助

特別補助第一係

☎ 03（3230）

7303～7305・7325

特別補助第二係

☎ 03（3230）

7309～7311・7326

Eメール hjokin@shigaku.go.jp

令和3年度 電子証明書等の取り扱い

●電子証明書等の取り扱い

私学事業団では、認証システム及び暗号化システムを導入し、セキュリティ対策を講じています。このシステムは、不正アクセス等により情報の流出や改ざんが起らないよう、充分配慮したものとなっています。

そのため「基礎調査票eーマネージャ」等のシステムにアクセスするには、電子証明書とパスワード（以下「電子証明書等」といいます）が必要です。電子証明書等の不適切な取り扱いによつては、情報の流出や改ざんにつながる可能性があることから、次の2点にご注意ください。

- ①電子証明書は、学校法人基礎調査等の業務を担当している責任者、あるいは責任者が許可した担当者の端末のみにインポートしてください。
- ②セキュリティを維持するために、電子証明書等については、適切な保管及び管理をお願いします。

●令和3年度電子証明書等の送付

電子証明書は、学校法人基礎調査の書類に同封し、学校法人へ送付します。また、パスワードは、電子証明書とは別に送付します。送付するパスワードは電子証明書をインポートする際にご利用いただけますが、4月中にログインする場合は、令和2年度の旧パスワードを二使用ください。新しく送付

したパスワードでログインできるのは令和3年5月からとなります（詳細はマニュアルをご覧ください）。

今回は、次の4種類の電子証明書を送付します。

◆親認証 ◆子認証（学校法人ポータルサイト閲覧用、私学情報提供システム用、寄付金システム用）

なお「基礎調査票eーマネージャ」用の子認証は送付しません。取得する場合は、親認証をインポートした端末から「基礎調査票eーマネージャ」にログイン後、画面上の操作によつて子認証を発行してください。

「学校法人ポータルサイト」では、「私学情報提供システム」や「基礎調査票eーマネージャ」等、学校法人が利用可能な情報システムの入口の他に、連絡掲示板やマニュアル等も掲載しています。ぜひご利用ください。

※学校法人基礎調査における「法人番号」とは、学校法人ごとに本事業団私学振興事業本部で指定する6桁の番号です。

※電子証明書等は1年間使用しますので、大切に保管してください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
システム管理室

☎ 03（3230）7283～7287

Eメール system-k@shigaku.go.jp

「令和3年度 学校法人基礎調査」のご案内

私学事業団では、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置する学校法人を対象として令和3年4月に「令和3年度 学校法人基礎調査」を実施します。

本調査は、インターネットを利用した「基礎調査票e-マネージャ」（以下「e-マネージャ」といいます）により実施します。調査に関連するご案内は、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）▼学校法人ポータルサイトへ（画面右上）に随時掲載しますので、ご参照ください（下図）。

本調査により得られた情報は、本事業団が行う経営相談、融資、補助金交付等の各種業務、私学団体による分析等、また、文部科学省による私学振興方策等の企画・立案及び予算要求のための資料として活用します。調査目的以外に使用することはありません。

「e-マネージャ」を利用した提出

電子認証により「e-マネージャ」にアクセスし、各調査項目にデータを入力し、ご提出ください。

なお、「操作マニュアル・入力要領」は、「e-マネージャ」連絡用掲示板または「電子窓口」からダウンロードできますので、ご利用ください。

「e-マネージャ」のメリット

- ① 認証システム及び暗号化システムを導入しているため、情報のセキュリティ確保に充分配慮されています。
- ② 複数の部署で同時に作業が可能です。
- ③ インターネットによる提出のため、提出期限直前まで作業が可能です。
- ④ 「e-マネージャ」をご利用の際にインポートした認証（親認証）により、学校経営のための分析資料出力や、「今日の私学財政」を閲覧することができ、「私学情報提供システム」をご利用いただけます。

システム環境等により「e-マネージャ」をご利用にならない場合は、私学情報室までご相談ください。

決算書のご提出をお願いします （大学法人・小学校法人の皆様へ）

本調査票のご提出に併せて、令和2年度の「決算書（写）」、「独立監査人の監査報告書（写）」、「収益事業の決算書（写）」を各1部、私学情報室宛

てにご送付ください。

例年、「独立監査人の監査報告書（写）」、「収益事業の決算書（写）」の提出漏れが多く見受けられますので、ご注意ください。

ご提供いただいた決算書は、基礎調査の財務関連数値の確認、統計分析資料作成における貴重な資料となります。

なお、基礎調査同様、調査目的以外に使用することはありません。

また、補助金課へ提出されている場合でも、お手数ですが、別途私学情報室へもご送付ください。

図 「e-マネージャ」閲覧方法

日本私立学校振興・共済事業団
私学振興事業本部

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
日本私立学校振興・共済事業団
私学振興事業本部(助成業務)

電子証明書をインポートしたパソコンから、私学事業団ホームページ（私学振興事業本部）を表示し、画面右上の **学校法人ポータルサイトへ** をクリック

学校法人ポータルサイト

ユーザID 151999
パスワード *****

ログイン

ユーザID（法人番号）とパスワードを入力し、ログインをクリック

学校法人ポータルサイト

システムメニュー

- e-マネージャ
- 私学情報提供システム
- 教育・経営先進事例集
- 電子窓口システム
- アンケートシステム
- 寄付金システム

決算書送付先

〒102・8145

東京都千代田区富士見1・10・12

日本私立学校振興・共済事業団

私学情報室

大学法人・短期大学法人・ 高等専門学校法人の皆様へ

大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様におかれましては、令和3年1月に実施した納付金調査にご協力いただき、ありがとうございます。引き続き、基礎調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

私立学校への寄付には

税の優遇措置があります

私立学校が受け入れる寄付金には、各種の税の控除制度が設けられており、寄付金募集をより効果的に行うことができます。

ここでは、代表的な税の優遇措置について概要を説明します。

受配者指定寄付金制度

受配者指定寄付金制度は、法人税法の規定に基づく財務大臣の指定を受けた寄付金制度です。寄付者が企業等法人の場合には、国や地方公共団体等に寄付をした場合と同様に、寄付額の全額を損金の額に算入することが認められています（表）。

本制度は、寄付者が学校法人を指定して私学事業団に寄付をするものです。学校法人は本事業団に寄付金配付申請書を提出し、本事業団による寄付対象事業の概要や事業の支払い状況等の審査を経て、寄付金を受け取ることができます。本制度利用にかかる手数料等は不要です。受け入れた寄付金は全額が指定された学校法人に配付されます。利用要件・事務の流れについては後述します。

特定公益増進法人

教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に

著しく寄与する法人への寄付は、「特定公益増進法人」への寄付として、所得税法及び法人税法の規定に基づき税の優遇措置が認められています（表）。

寄付者が税の優遇措置を受けるためには、確定申告の際、学校法人からの領収書及び当該学校法人が「特定公益増進法人」であることの証明書の写しを提出する必要がありますので、学校法人は、寄付者に対し、これらの書類を発行する必要があります。

学校法人が「特定公益増進法人」であることの証明を受ける必要がありますので、手続きや必要書類については、所轄庁にお問い合わせください。

個人寄付の税額控除

個人が、寄付実績等にかかる一定の要件を満たした学校法人に寄付金を支出した際、寄付者は税額控除を受けることができます（表）。

寄付者は、確定申告の際、学校法人からの領収書及び当該学校法人が「税額控除対象法人」であることの証明書の写しを提出する必要がありますので、学校法人は、寄付者に対し、これらの書類を発行する必要があります。

学校法人が「税額控除対象法人」であることの証明を受ける必要があります。

表 私立学校に対する寄付にかかる税制優遇措置

寄付者	法 人	個 人
寄付を受ける者		
受配者指定寄付金 (日本私立学校振興・共済事業団)	寄付金の全額が損金の額に算入可能	[所得控除額] ＝寄付金額(総所得の40%が上限)－2,000円を所得から控除
特定公益増進法人の証明を受けた学校法人 (注1)	[損金算入限度額] ＝(資本金×0.375%＋当該年度所得×6.25%)×1/2 (注2)	同 上
一定の要件を満たした学校法人 (注3)		[所得控除額] ＝寄付金額(総所得の40%が上限)－2,000円を所得から控除 または [税額控除額] ＝[寄付金額－2,000円]×40%を所得税額から控除(所得税額の25%が限度)

(注1) 所轄庁より証明を受ける必要があります。

(注2) 特定公益増進法人に対する寄付としての限度額を超えた部分は、一般寄付として損金算入が可能です。

(注3) 租税特別措置法施行令第26条の28の2第2号に定められた要件を満たすものとして所轄庁の証明を受ける必要があります。

受配者指定寄付金制度をぜひご利用ください

寄付金は学校法人にとって重要な財源です。寄付金募集の際は、ぜひ本制度を積極的にご利用ください。

対象校

対象となる学校は、学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校（幼保連携型認定こども園を含みます）及び学校法人（私立学校法第64条第4項を含みます）が設置する専修学校（授業時間数が2000時間以上の高等課程又は1700時間以上の専門課程を設置するものに限りま）となります。

対象事業

対象となる事業は、対象学校が実施する教育・研究に充てる費用又は基金のうち、次の①～⑦に該当する事業の範囲となります。

- ① 敷地、校舎その他附属設備の取得費
- ② 教育研究に要する経常的経費
- ③ 寄付講座等基金（注）
- ④ 奨学基金（注）
- ⑤ 教育研究基金（注）
- ⑥ ①及び②に要した借入金返済費用

（注）基金には、「取崩し型基金」を含みます。

- ⑦ 既設の学校法人が新たに学校等（学部、学科等）を設置するために行う次の事業

A 敷地、校舎その他附属設備の取得費

B 初年度経常経費

なお、新たに学校法人を設立し、学校等を設置するための寄付金は、財務省が直接審査（個別指定）をするため、本制度の対象になりません。

利用要件

寄付募集に当たり、本制度をご利用になる場合には、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 広く一般に募集する寄付金であって、次のいずれの要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと
- ・寄付者が当該寄付により特別な利益を受けるものではないこと

- ・寄付者が不当な税の軽減を企図したものではないこと
- ・寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと

② 教育の振興その他公益の増進に寄与するための支出であつて、**緊急を要するものに充てられることが確実**であること

③ 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと

④ すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと

⑤ 原則として、1口の寄付金額が2000円以上であること

事務の流れ

●制度の利用に当たって

本制度を初めて利用する場合は、「受配者指定寄付金連絡票」をご提出ください(図・a)。

ご提出の際には、決算書その他「広く一般に募集する寄付金」であることを明らかにできる資料等を添付いただきます。内容を確認した後、「利用開始のお知らせ」とともに、寄付金の振り込みの際必要となる所定の「振込依頼書」を本事業団より送付します。

●募金の開始

受配者指定寄付金にかかる募金活動は、「利用開始のお知らせ」が送付されてから始めてください。募金活動は学校法人で行っていただきます(図・b)。企業等法人(寄付者)から「寄付申込書」(様式指定)を提出していただき

きます(図・b)。

●本事業団の指定銀行口座への振り込み

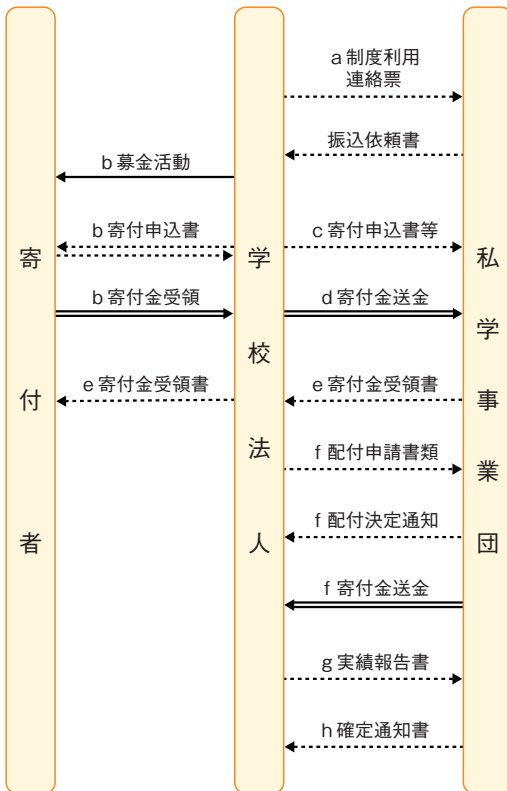
企業等法人(寄付者)からの寄付金は、学校法人が預かり(この時点での会計処理は、「預り金収入」となります)(図・b)、寄付金を取りまとめた後に、まとめて本事業団にお振り込みいただきます(この時点の会計処理は、「預り金支出」となります)(図・d)。

なお、寄付金の受領日は本事業団指定の銀行口座に寄付金が入金した日となります。寄付者が寄付金を支出した事業年度を過ぎてから本事業団に入金された場合、その寄付金は、その事業年度での損金算入が認められなくなります。お振り込みの際には、ご注意ください。

●寄付金の振り込み及び必要書類の作成・提出

本事業団に寄付金を振り込む際は、

図 受配者指定寄付金の事務の流れ



各様式は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶寄付金▶受配者指定寄付金様式〕からダウンロードできます。

寄付者から提出された「寄付申込書」をお取りまとめのうえ、次の書類(様式指定)を本事業団にご提出ください(図・c)。

① 「寄付申込書」

② 「受配者指定寄付金に係る確認書」

※②は、寄付金額が1000万円を超える場合のみ提出

③ 「寄付金振込報告書」

④ 「寄付者名および寄付金額一覧」

●「寄付金受領書」について

本事業団では、寄付金の入金及び「寄付申込書」等提出書類の確認等を行った後、寄付金の領収書となる「寄付金受領書」を発行し、学校法人宛てに送付します(事業団入金から2〜3週間を要します)(図・e)。

「寄付金受領書」は税の控除に必要な書類となりますので、速やかに寄付者にお渡しください(図・e)。

●寄付金の配付申請

事業費の支払い等に応じ、寄付金が必要になったとき、「寄付金配付申請書」(様式指定)、「寄付事業の概要」(様式指定)及び事業費支払いに関する資料等を本事業団にご提出ください(図・f)。

配付申請の締め切りは毎月5日、寄付金の配付は原則毎月末となります。

●寄付金の配付

本事業団は、提出された「寄付金配付申請書」等に基づき、毎月事業内容等の審査を行い、寄付金の配付を決定します。決定後、「寄付金配付決定通知書」を学校法人宛てに送付し、毎月末に本事業団から学校法人の口座に寄付金を振り込みます(この時点では「寄付金収入」となります)(図・f)。

●実績報告書の提出

寄付金の配付を受けた年度終了後に、「寄付金に係る事業の実績報告書」(様式指定)等を、根拠資料とともに本事業団宛てに提出してください(図・g)。

●寄付金確定通知書の送付

本事業団において実績報告を確認した後、寄付事業を確定し、「寄付金確定通知書」を学校法人宛てに送付します(図・h)。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

助成部 寄付金課

☎ 03(32330)7317〜7318

Eメール kitukin@shigaku.go.jp

「好き」とか「夢」で選ぶと受験もワクワクする

大学ポートレートのご利用案内

「大学ポートレート」は、偏差値による大学選びではなく、生徒の「好きなこと」や「なりたい職業」などの興味や目的で大学選びができるウェブサイトです。

今まで知らなかった大学・短期大学（以下「大学等」といいます）と出会うこともできますので、高校生の進路選択支援・キャリア教育の導入段階におすすめです。

●「大学ポートレート」とは

大学ポートレートとは、多種多様な大学等の個性・魅力を、高校生をはじめ広く社会一般に発信する場として作られた、国公私立共通のしくみです。

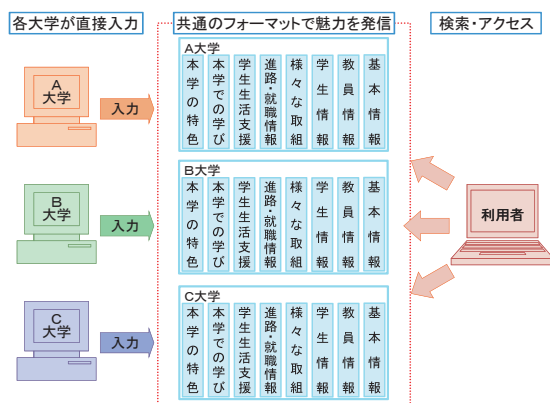
大学ポートレートの運用管理は、文部科学省の所管法人である独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構と私学事業団が行っています。また、掲載している情報は、参加する大学等が自ら入力した信頼できる情報です。

●大学等のホームページとの違い

大学等はホームページ上で、自校の教育や研究、学生支援などの魅力・強みをアピールし、個性あふれるさまざまな情報を発信しています。しかし、大学等ごとにホームページの作りが異なるため、知りたい情報にたどり着く

までに時間を要することがあります。

これに対して、大学ポートレートでは、国公私立と私立がそれぞれの特長を生かしつつ、フォーマットを統一しているため、知りたい情報に速やかにアクセスすることができます。



「大学ポートレート（私学版）」のしくみ

また、学生数や授業料などを同じ基準で掲載しているため、複数の学校を同じ物差しで比べることができます。

●参加学校数

令和3年3月1日現在、全国の9割を超える1057校の国公私立の大学等が参加しています。

●掲載している情報

ここからは、私立大学等の情報を聞

◆URLのご案内

- ①大学ポートレート
<https://portraits.niad.ac.jp/>
- ②大学ポートレート（私学版）
<https://up-j.shigaku.go.jp/>
または右記の二次元コードを参照



◆リーフレットのご案内

「大学ポートレート」のご利用にあたり、詳細を記載したリーフレットを作成しています。送付も可能ですので、配付をご検討の際には問い合わせ先までご連絡ください。



- ①国公私立共通のリーフレット（全2頁）
<https://portraits.niad.ac.jp/images/flyer.pdf>
- ②私学版のリーフレット（高校生・保護者向け）（全2頁）
https://www.shigaku.go.jp/files/p_usage_leaflet.pdf
- ③私学版のリーフレット（進路指導のご担当者向け）（全4頁）
https://www.shigaku.go.jp/files/p_usage_pamphlet.pdf

覧できる「大学ポートレート（私学版）」についてご説明します。

「大学ポートレート（私学版）」では、入学者の受け入れ方針、学生数、学費、所在地などの基本情報はもちろん、大学等の建学の精神に基づいた多様な教育情報等を掲載しています。

このうち、各大学等の特色は、9種類の「特色の目的」に分類して、分かりやすくしています。また、「アクティブラーニング」や「初年次教育」、「就職支援」、「学費負担の軽減」など、各大学等が実施している教育の「取組」を59種類に整理し、内容や目的等についても掲載しています。

これらを組み合わせ、私立大学等ならではのさまざまな魅力・強みが大学ポートレート上で表現されています。

●検索方法

【目的別検索】

学校名・学部等名、所在地、学校の種類、取得可能な資格、学問領域などを条件として検索できます。

【キーワード検索】

興味のあることや学びたいこと、将来になりたい職業などのキーワードを入力して検索できます。

ぜひ、「大学ポートレート」を高校生・保護者にご紹介いただき、進路選択支援・キャリア教育の新たなツールの一つとしてご活用ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7852〜7854
Eメール portrait@shigaku.go.jp

「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」の送付

広報相談センター 相談班

ねんきん定期便

年金加入記録を確認していただくことを目的として、学校法人等を通して加入者の各年齢到達月に送付しています。通知等が届きましたら対象者に配付をお願いします。

●「ねんきん定期便」の種類

1 毎年通知（50歳未満と50歳以上の2種類）

直近13か月の標準報酬月額、標準賞与額、保険料納付額、加入月数及び年金見込額（※）を記載

2 節目年齢通知（35・45歳と59歳の2種類）

過去のすべての標準報酬月額、標準賞与額、保険料納付額、経歴等、加入月数及び年金見込額（※）を記載

※年金見込額

(1) 50歳未満

これまでの加入実績に応じた額

(2) 50歳以上

現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定した額

「ねんきん定期便」には、見方を記載したパンフレットを同封しています。併せてご覧いただくよう加入者に

案内してください。

パンフレットの見本は、私学共済ホームページ「年金等給付」▼年金等給付の概要▼「ねんきん定期便」の送付に掲載しています。

●よくある質問

Q1 「ねんきん定期便」に老齢年金の見込額が記載されていません。

A1 年金見込額が記載されていない場合は、次の理由が考えられます。

- ・年金受給権発生年齢に達している
- ・年金を繰上げ受給している
- ・受給資格期間120月に達していない

50歳未満・50歳以上共通

- ・過去の加入期間に重複している記録がある
- ・私学共済制度加入前における厚生年金保険の資格喪失が未確認である

右記の理由に当てはまらない場合は、私学事業団にお問い合わせください。

Q2 6月1日生まれの加入者の年齢到達月は何月ですか。「ねんきん定期便」はいつ届きますか。

A2 誕生日の前日が年齢到達日になります。よって、6月1日生まれの

人は5月が年齢到達月になりますので、5月上旬に送付します。

Q3 51歳の加入者から「ねんきん定期便」に記載のある年金額は、必ず受け取ることできる金額か」と聞かれましたが、どのように回答すればよいですか。

A3 50歳以上の場合は、現在の年金制度への加入状況（現在の標準報酬月額）が60歳まで継続したものと仮定して老齢年金の見込額を算出しています。今後の制度改正や本人の加入状況（標準報酬月額等の増額・減額・退職等）により変化しますので、必ず受け取ることのできる金額ではありません。おおよその目安として参考にしていただくよう回答してください。

Q4 前月末で退職した人の「ねんきん定期便」が、学校法人等に送付されてきました。

A4 「ねんきん定期便」は送付月の前月に作成するため、資格喪失処理前に作成された場合は、在職者として学校法人等に送付します。お手数ですが、退職者に送付していただくか、本事業団に返送してください。

Q5 学校法人等を退職した後も「ねんきん定期便」は送付されますか。

A5 「ねんきん定期便」は、私立学校

を退職した後は、本人が加入している公的年金制度の実施機関から、年齢到達月に自宅宛てに送付されます。他の実施機関から送付された「ねんきん定期便」にも、本事業団の加入経歴が記載されますので、確認するよう案内してください。

退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知

退職等年金給付の払い込み実績にかかる付与額と利息の累計額及び明細等をお知らせするものです。「ねんきん定期便」の節目年齢通知に併せて送付しています。

●対象者

節目年齢の4か月前の加入記録を基に、引き続き加入者期間が1年以上となる人を送付対象としています。

●通知内容

- ・退職等年金給付加入期間（月数）
- ・付与額累計額
- ・利息の累計額
- ・付与額と利息の累計額
- ・加入期間各月の明細（標準報酬月額・標準賞与額・付与額・利息・付与額と利息の合計額など）

●送付方法

- ・在職者は「ねんきん定期便」に同封し、学校法人等宛てに送付します。
- ・退職者（元加入者）は自宅宛てに送付します。

資格関係の報告内容の訂正

業務部 資格課

●加入者証等が届いたとき

加入者証や加入者被扶養者証、確認通知書が届いたときは、すぐに記載内容を確認してください。誤った氏名や生年月日が記載されている加入者証等は、医療機関等で使用できない可能性があります。また、報告した報酬が誤っていると、掛金等や給付の額にも影響が出ます。報告内容の誤りが判明した場合は、速やかに訂正の手続きをしてください。

●訂正や取り消し報告の注意事項

- 報告内容の誤りが判明した際は、先に提出した書類の処理が確認されてから、訂正等の届け出を提出してください。特に所属学校等変更報告を取り消して資格喪失する際は、取り消し処理を確認後に前任校から「資格喪失報告書」DLを提出してください。
- 加入者証等の記載事項に関する訂正については、訂正処理後に正しい加入者証等を交付します。訂正前の加入者証等は学校法人等で回収し、私学事業団に返納してください。
- 加入者住所を変更・訂正しても新しい加入者証等は発行しません。使用中の加入者証等の住所欄を加入者自身で修正・変更してください。

訂正や取り消しの事例別・報告書一覧

訂正等の内容	報告書名
資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき	「資格取得報告等の取下げ申出書 DL」 ※所属学校等変更の取り消しは、後任校から提出してください。
資格喪失報告を取り消すとき	「資格喪失報告の取下げ申出書 DL」
資格取得日、資格喪失日、喪失事由を訂正するとき	「加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書 DL」
加入者の生年月日、性別、氏名、住所を変更又は訂正するとき	「加入者異動報告書 DL」
被扶養者の生年月日、性別、氏名、続柄を変更又は訂正するとき	「被扶養者異動報告書 DL」
被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき	「被扶養者認定日・取消日等訂正申出書」 ※資格課へ連絡してください。
被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき	「被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書」 ※資格課へ連絡してください。
資格取得時の報酬、定時決定（標準報酬基礎届書）、標準報酬月額改定届書の報酬月額を訂正するとき	「報酬月額訂正申出書 DL」
加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき	「賞与等訂正申出書 DL」
基礎年金番号の報告を訂正するとき	「基礎年金番号の報告の訂正」（任意の書式で依頼） ※加入者番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等、基礎年金番号が確認できる書類の写しを添付して提出してください。
マイナンバーの報告を訂正するとき、外国居住等でマイナンバー未取得の人が帰国（来日）で取得し報告するとき	「マイナンバー更新連絡票 DL」

○報告書の記入方法、記入例は、報告書の裏面又は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を確認してください。

資格取得等の報告は
加入者が所属する学校で
報告してください

業務部 資格課

私学共済制度では、加入者の記録を所属する学校ごとに管理して加入者番号を付番しています。
採用や配属の際に報告する「資格取得報告書 DL」や「所属学校等変更報告書 DL」は、必ず加入者が実際に勤務している学校の所属として報告してください。特に、同一法人で複数の学校があるときは、所属学校に誤りのないよう注意してください。

●都道府県補助金と所属学校

加入者保険料には、都道府県から補助金を受けています。ただし、補助金は、都道府県によって対象となる学種や補助率などが異なります。また、保育事業を併設する幼稚園や認定こども園など、同じ学種でも補助金に違いがある場合もあります。

学校法人等から提出された「資格取得報告書 DL」等に基づいて決定した所属学校と、実際に勤務実態のある学校が相違していることが判明した場合、補助金に影響を及ぼし、都道府県等から指導を受けることがあります。
報告内容を確認し、誤りがあれば、速やかに訂正等の手続きをしてください。

療養費・家族療養費の
請求手続き

業務部 短期給付課

職務上や通勤災害によらない病気やケガで医療機関等を受診したときは、加入者証等を使って保険診療を受けると、医療機関等の窓口での自己負担額は、原則3割となります。

ただし、加入者や被扶養者が表のようなくやむを得ない事情により保険診療を受けることができず、医療費等の全額を支払った場合は、療養費又は家族療養費として請求することができます。

特に4月は、新規資格取得や被扶養者の認定が多く、表の事由による療養費・家族療養費の請求が例年多く発生しています。

請求の際は、手続き方法や必要な添付書類などに注意してください。

●請求手続き

療養費又は家族療養費は、学校法人等を通して請求してください。請求後1か月程度で学校法人等宛てに通知及び送金しますので、加入者に渡してください。必要な書類は次のとおりです。

- ・「療養費・家族療養費等請求書」[DL](#)（すべての給付事由に共通の請求用紙です）

・給付事由に応じた表の添付書類

詳細は、私学共済ホームページ又は「事務の手引」を参照してください。

表 問い合わせの多い給付事由

	給付事由	添付書類
年度始めに多い問い合わせ	資格取得手続き中や、被扶養者認定申請手続き中により加入者証等が手元になく、やむを得ず医療機関等の窓口で一旦医療費を全額支払ったとき	・「診療報酬（医科・歯科・調剤）領収済証明書 DL 」又は ・「診療報酬明細書（レセプト）の写し」 ・医療機関等が発行した「領収書（原本）」
	以前加入していた健康保険等の保険証を誤って使用したため、以前の健康保険等から返還を求められ、返還したとき	・以前の健康保険組合等に返還した際の「領収書（原本）」 ・以前の健康保険組合等から交付された「診療報酬明細書（レセプト）の写し」 ➡「診療報酬明細書（レセプト）の写し」は、開封厳禁の封筒に入った状態で交付されますので、開封せずに添付してください。
その他よくある問い合わせ	医師の指示により治療用装具（コルセット・関節用装具・小児弱視用治療用眼鏡・弾性着衣等）を作製・購入したとき	・治療上必要と認めた医師の「意見書」又は「指示書」等 ・治療用装具を購入した際に発行された「領収書（原本）」 ➡装具の種類、単価、担当した義肢装具士名等の記載があるもの。 ・靴型の治療用装具を購入した場合のみ、「靴型装具写真貼付台紙 DL 」 ➡作製した靴型装具の写真を撮影し、台紙に貼り付けて添付してください。
	はり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき	・当該施術を必要とする医師の「同意書」 ・「療養費支給申請書」 ➡施術の内容、施術日、1回当たりの施術料等の記載及び施術にかかる料金を領収した旨の記載があるもの。領収した旨の記載がない場合は、「領収書（原本）」の添付が必要です。
	旅行等で海外に滞在した際に、医療機関等を受診したとき （治療目的で渡航した場合は対象外）	・「海外診療報酬（医科・歯科）明細書 DL 」及び翻訳文 ➡医療機関等による記載及び証明が必要です。渡航の際にはあらかじめ用紙をダウンロードし、持参することをお勧めします。 ・「外国診療記録書 DL 」 ・パスポートの写し又は出入国証明書等、受診者の氏名や治療を受けた国への渡航記録が確認できるもの ・「調査に関わる同意書（海外療養費） DL 」 ➡提出された書類に基づき、受診した医療機関等に確認を行う場合があります。

●注意事項

・「療養費・家族療養費等請求書 [DL](#)」は、受診者、受診月（暦月ごと）及び医療機関等ごとに作成してください。

・必要に応じて表以外の添付書類の提出をお願いすることがあります。

掛金等の期限内納付及び
口座振替のお願い

業務部 掛金課
福祉部 貸付課

学校法人等は、毎月の掛金等を翌月末日までに私学事業団に納付することが法令で定められています。また、掛金等は税金と同様の取り扱いとなることから、万一、納期限を過ぎて納付した場合は、延滞金の負担が生じることがあります。掛金等は納期限までに納付してください。

また、毎月の掛金等の納付及び貸付金の定期償還は、口座振替（自動引き落とし）を利用してください。安全、確実かつ便利で手数料はかかりません。納付忘れ等の心配もなく、金融機関の窓口で納付する際に提示が必要な法人等本人確認書類が不要となり、学校法人等の事務負担の軽減につながります。

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（掛金等と貸付金の定期償還は別用紙）は、本事業団又は各共済業務課までFAXで請求してください。

子ども医療費助成の届け出にご協力をお願いします

業務部 短期給付課

被扶養者である子が地方自治体（市区町村）の「子ども医療費助成」の対象となっている場合は、家族療養費付加金等と調整されますので、私学事業団に連絡してください。

私学共済制度では、医療費の自己負担を軽減するため、医療機関等の窓口負担が一定額以上になったときに、被扶養者の場合は家族療養費付加金及び高額療養費等の給付金を支給しています。

一方で、私学共済制度とは別に、加入者等が住んでいる市区町村によって、子どもに対して「子ども医療費助成」を実施し、自己負担額の免除又は軽減を行っている場合があります。

本事業団は、医療機関等から提出される診療報酬明細書（自己負担額以外の医療費の請求書）に基づき受診した人の自己負担額や給付金の計算を行っています。しかしながら、診療報酬明細書から「子ども医療費助成」を利用して窓口の自己負担額が免除又は軽減されている情報を確認できないことがあります。このため、家族療養費付加金等の給付金を誤って支給し、後日、給付金の返還をお願いする事象が多く見受けられます。

誤った支給を防ぐため、「子ども医

療費助成」の適用情報を届け出によりあらかじめ登録することで、本事業団が支給する給付金との調整が行えます。については、被扶養者である子が「子ども医療費助成」の適用を受け、医療機関等の窓口で医療費の自己負担額が免除又は軽減される場合は、本事業団に電話又は「医療費助成資格（登録・終了・変更・更新）届書DL」等で連絡してください。

●届け出が不要な場合もあります

市区町村によっては、「子ども医療費助成」の適用を受けていても、一旦は医療機関等の窓口で自己負担額を支払ったうえで、後日、市区町村の窓口で手続きをする必要があります。この場合は市区町村が本事業団からの給付金との調整を行いますので、届け出は必要ありません。

また、医療機関等から提出される診療報酬明細書に「子ども医療費助成」の情報を記載する市区町村もあります。この場合も届け出は不要です。

届け出が必要かどうかの詳細は、私学共済ホームページ（短期給付（健康保険）▼病気やケガをした▼医療費負担の軽減▼市区町村等の医療費助成を受けているとき）を参照してください。

押印が必要な書類があります

業務部 資格課

本誌3月号でもお知らせしたように、私学事業団へ提出する用紙は、原則として学校法人等代表者や加入者の押印が省略できます。

ただし、被扶養者認定申請書に添付する「年収見込証明書」等、第三者に証明してもらう書類などは、引き続き押印が必要な場合がありますので、注意してください。

各用紙の取り扱い、私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）をご覧ください。

私学共済ホームページに関するアンケート調査（お礼）

広報相談センター 広報班

令和2年10月中旬～11月に私学共済ホームページに関する利用者向けアンケート調査を実施しました。ご協力ありがとうございました。

いただいた回答は、皆様に必要とされる情報発信ツールとなるホームページを構築するために利用していきます。アンケートの結果は、私学共済ホームページ（きょうさいボックス）に掲載します。

令和3年度 団体信用生命保険料充当金率 （住宅貸付）

福祉部 貸付課

加入者が負担する令和3年度の団体信用生命保険料充当金率は、2年度と同じ貸付金残高1万円につき3円48銭となりました。

団体信用生命保険に加入している借受人の所属する学校法人等には、3月15日（月）に個人別の「保険料充当金変更通知書」（2年度末の貸付金残高を基に算出した充当金額）を発送しましたので確認してください。

加入者貸付の借受人に 退職手当等を支給したとき

福祉部 貸付課

住宅貸付の借受人に退職手当等を支給したときは、加入者資格を喪失しない場合であっても、住宅貸付の未償還元利金を退職手当等から控除し、即時償還しなければなりません。

必ず学校法人等で「退職手当支給証明書（支給予定報告書DL）」を作成し、提出してください。

住宅貸付以外の借受人に退職手当等が支給され、加入者資格を喪失しない場合は、将来の負担を軽減するために、任意償還を勧めてください。

人間ドック利用費用補助

福祉部 保健課

自己負担により人間ドックを利用した場合、対象者に補助金を支給する制度です。

●対象者

人間ドック受診日において、満35歳以上の加入者（任意継続加入者を含みます）及び被扶養者並びに75歳以上で引き続き勤務している教職員（被扶養者を除きます）。

●補助対象となる人間ドック

私学事業団で定めた基準検査項目一覧表の検査をすべて実施した人間ドックが対象です。検査項目が不足していると補助の対象になりませんので、検査項目漏れのないようにあらかじめ健診施設に確認してください。また、任意追加検査には同時に受診（同日）に「同じ医療機関」での受診した場合のみ、補助対象となる検査もあります。基準検査・任意追加検査項目については私学共済ホームページ（きょうさいトピックス）をご覧ください。

なお、学校内の健康診断及び学校法人等が福利厚生の一環として行う健康管理などは、学校法人等に対する補助事業ではないため補助の対象にはなりません。

人間ドック契約健診施設（私学共済ホームページ（加入者用ページ）▼契約施設検索）参照）以外でも基準検査項目を満たす人間ドックであれば、補助の対象となります。

●令和3年度からの見直し

人間ドック利用費用補助事業は、平成31年4月受診分から、それまでの毎年度1回の補助から隔年度1回の補助に変更しました。しかし、毎年補助への要望等の背景により保健事業費の将来の見通しを考慮のうえ、令和3年度

から補助回数及び補助上限額を改正します。

・見直し後の内容

毎年度1回の補助

補助率50%

補助上限額2万円

2年度に補助を受けた人も、3年度に補助を受けることができます。詳細は、私学共済ホームページ（きょうさいトピックス）をご覧ください。

うさいトピックス）をご覧ください。

●請求方法

図のとおり請求をお願いします。

・領収証明を受けられない場合は、領収書（原本）を添付してください。
・任意継続加入者は、直接本事業団へ提出してください。補助金は原則1か月半～2か月で送金します。

図 請求方法



- 1 人間ドックを利用し、窓口で費用を自己負担（加入者証などを提示）
- 2 「人間ドック利用補助金請求書」に領収証明を受ける
- 3 「人間ドック利用補助金請求書」を学校法人等へ提出
- 4 「人間ドック利用補助金請求書」を私学事業団へ提出
- 5 補助決定・補助金送金
- 6 補助金支給

●免除対象者

帰還困難区域及び上位所得層（※）を除く旧避難指示区域等に居住する（していた）加入者等

※標準報酬月額が53万円以上に該当する加入者

●免除要件や申請手続き

詳細は、私学共済ホームページ（きょうさいトピックス）をご覧ください。か、短期給付課までお問い合わせください。

福島原発事故に伴う一部負担金免除の延長

業務部 短期給付課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における加入者及び被扶養者の一部負担金免除は、令和3年3月1日以後も引き続き行います。

免除を受けることができる期限

↓4年2月28日まで

令和3年度ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会

広報相談センター 相談班

ガーデンパレス共済業務課（京都ガーデンパレスを除きます）では、地域の加入者や事務担当者を対象に各種説明会を開催しています。

参加費は無料ですので、ぜひ参加してください。

加入者向け説明会

日々の生活に役立つ

私学共済制度を学びましょう

●内容

加入者の日々の生活を支える共済制度について説明します。病気やケガをしたときの給付や老後の生活を支える年金のしくみを始め、人間ドック利用費用補助や各種補助券の利用方法など加入者に役立つ情報をお知らせします。

新しく加入した人から共済制度を一人から知りたい人まで、幅広く参加できます。

●参加対象者

加入者及び事務担当者

●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」を参照していただくか、下

表の各共済業務課までお問い合わせください。

年金説明会

将来に備えて

年金制度を学びましょう

●内容

退職後の生活を支える年金制度について説明します。

「年金っていつからもらえるの?」「いつ、どのような手続きをすればいいの?」など基本的な内容を、「ねんきん定期便」などを参考に、分かりやすく説明します。

年金のことがまったく分からない人でも安心して参加できます。

※遺族厚生年金、障害厚生年金は、対象ではありませんので注意してください。

●参加対象者

加入者及びその家族、事務担当者

●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」を参照していただくか、下表の各共済業務課までお問い合わせください。

地域事務担当者向け説明会

すぐに役立つ共済事務を学べます

●内容

私学共済の事務にかかる基本的な内容や手続きについて、事例を挙げて説明します。

毎年必ず行う事務手続きや質問の多い事項など、テーマを絞った内容で2時間程度行います。

日々の共済事務の一助として、ぜひ参加してください。

●参加対象者

事務担当者

●開催日程・申し込み方法

説明会を開催する地区の学校法人等に開催案内を別途送付します。開催案内に同封の「地域事務担当者向け説明会参加申込書」に参加者を記入のうえ、各共済業務課まで郵送により申し込んでください。

学校訪問型説明会

学校法人等に講師を派遣します

●内容

共済業務課職員が、学校に直接訪問して、私学共済制度の概要等を説明します。

学内の研修や教職員向けの説明会などに活用できます。

詳細は、下表の各共済業務課までお問い合わせください。

ブロック名	担当都道府県	ガーデンパレス名	電話番号（直通）	ブロック広報誌
北海道	北海道	札幌ガーデンパレス共済業務課	011（222）6234	きらら
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	仙台ガーデンパレス共済業務課	022（299）6231	ハーモニー
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨	東京ガーデンパレス共済業務課	03（3812）2577	Promenade
中部	富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重	名古屋ガーデンパレス共済業務課	052（957）1388	すこやか
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	大阪ガーデンパレス共済業務課	06（6393）9701	Present
中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	広島ガーデンパレス共済業務課	082（262）1134	SunSunニュース
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	福岡ガーデンパレス共済業務課	092（752）0651	そよ風

加入者貸付のご案内

福祉部 貸付課

加入者貸付は、加入者が臨時に資金を必要とするときにその資金を貸し付ける制度です。

加入者貸付制度の概要

●貸付利率（令和3年4月1日現在）

変動金利 年1・26%

（災害貸付は年1・00%）

●貸付種類と金額

・一般貸付、結婚貸付、災害貸付、医療・介護貸付

（標準報酬月額6か月相当額の範囲内 上限200万円）

・教育貸付

（標準報酬月額の12か月相当額の範囲内 上限500万円）

・住宅貸付

（申し込み時点での退職手当金額＋上乗せ額の範囲内 上限200万円）

※貸付関係の様式用紙は、加入者及び学校法人等代表者の押印が必要です。

●貸付けの償還

借り受けた月から毎月の返済（元利均等償還）を開始します。学校法人等は定期償還額を給与等から控除して私学事業団に払い込んでください。貸付けの定期償還は口座振替をお勧めしま

す（11頁参照）。また、申し出により、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することが可能です。

●償還の確実性

退職時までに全額償還できる見込みがあることを確認してください。他の借入金や高額な貸付けにより生活に深刻な影響を及ぼすことがないよう、加入者に説明してください。

申し込みの流れ

事務担当者は、貸付け申し込み時に下図の事項を確認してください。

●団体信用生命保険の加入をお勧めします

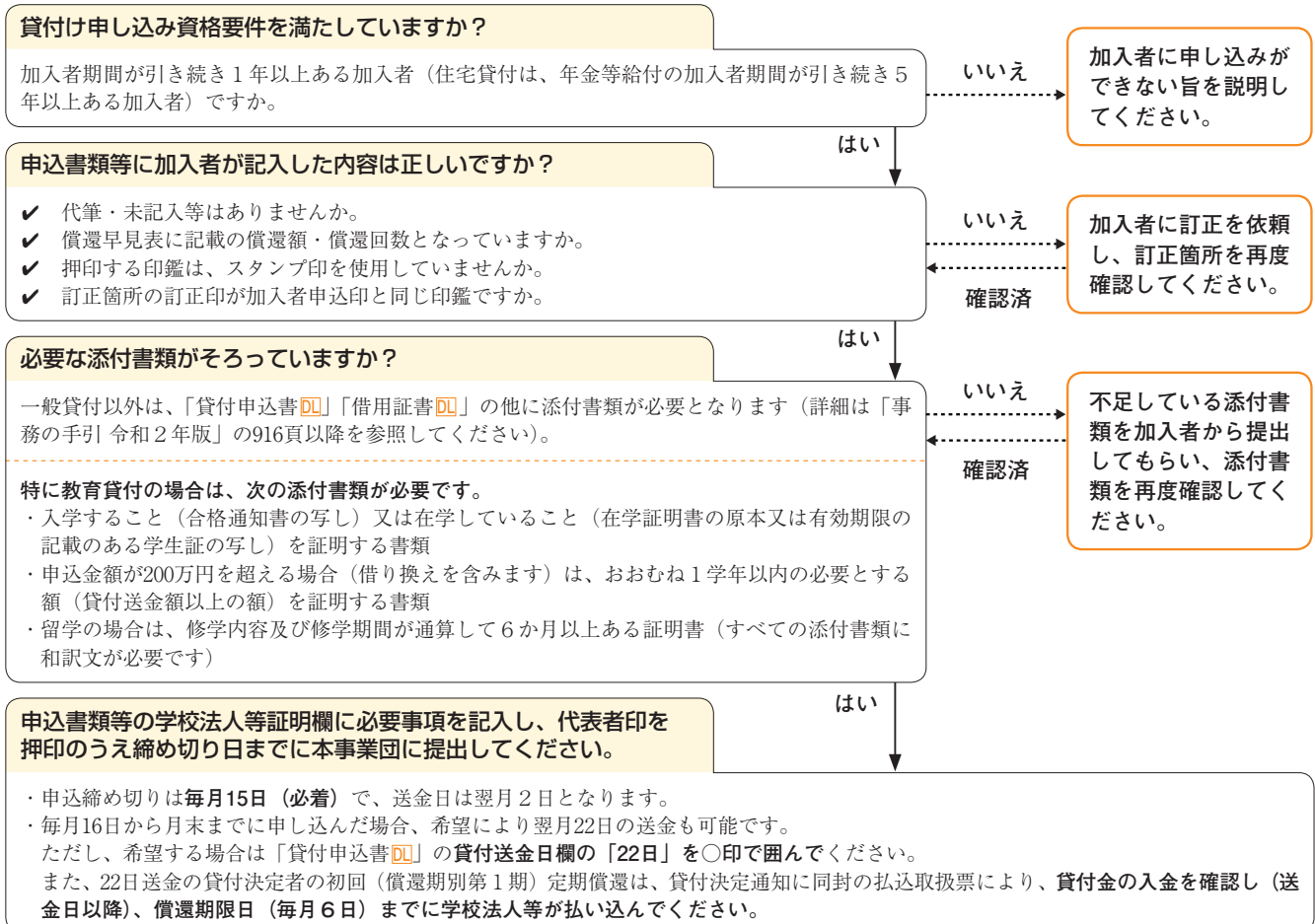
「団体信用生命保険」は、住宅貸付

の償還途中に死亡又は高度障害になった場合に、貸付金残高が保険金として支払われる制度です。加入を希望する際は「だんしん告知書DL」を貸付申込書類等に同封してください。なお、別途、加入者負担の保険料充当金が必要です。

※加入者貸付の詳細は、私学共済ホームページ「福祉事業」加入者貸付、「事務担当者用ページ」私学共済制度の刊行物」又は「事務の手引」を参照してください。

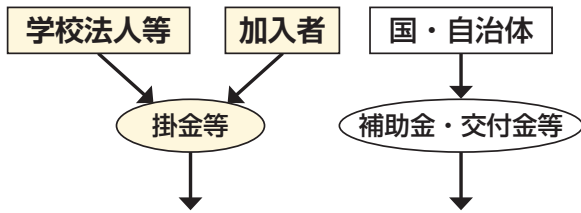
「事務担当者用ページ」私学共済制度の刊行物」又は「事務の手引」を参照してください。

図 申し込みの流れ



新しく私学共済事務担当者となる皆さんへ

私学共済制度のあらまし



私学共済制度は社会保障制度の一つです

私立学校に勤務する教職員（一部を除きます）は、私立学校教職員共済法により私学共済制度の加入者になります。自分の意思で加入したり、脱退したりすることはできません。私学共済制度の財源は、学校法人等と加入者が負担する掛金等と国等からの補助金等で成り立っています。

私学共済制度の三つの事業

短期給付事業（健康保険）

加入者と被扶養者の病気・ケガ・結婚・出産・死亡・休業や災害などに対して給付されます。

＊民間企業に勤務している人が加入する「健康保険」に相当するものです。

年金等給付事業

加入者が一定の年齢に達したときや退職したとき・障害の状態になったとき・死亡したときに、加入者や遺族の生活の安定のために年金や一時金が給付されます。

福祉事業（福利厚生）

「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、八つの福祉事業を行っています。

共済業務

短期給付事業（健康保険）

医療機関等を受診したときの一般的な例

医療費のすべてを加入者・被扶養者が自己負担するのではなく、7割は私学共済事業団が医療機関等に支払います。このことを **療養の給付**（現物給付）といいます。

総医療費

7割

窓口負担
原則3割

医療機関等の窓口で加入者証等を提示することにより、原則3割が自己負担となります。

医療機関等の窓口負担が一定額以上になったときは、高額療養費・一部負担金払戻金などが支給されます。自動払いのため、**手続きは必要ありません**。

手続きが必要な主な給付（現金で給付されます）

● 病気になったとき

療養費

家族療養費

やむを得ない理由により加入者証等を使えず、一旦医療費の全額を立て替え払いしたとき

移送費

家族移送費

転院等の際、症状が重いため緊急やむを得ず、医師の指示で寝台自動車等を利用したとき

● 休業し報酬が減額又は無給となったとき

傷病手当金

職務以外の病気やケガにより休業したとき

出産手当金

出産により休業したとき

休業手当金

家族の病気やケガなどにより休業したとき

● 結婚したとき

結婚手当金

● 出産したとき

出産費

家族出産費

※直接支払制度を利用しなかったときは請求が必要です。

● 死亡したとき

埋葬料

家族埋葬料

● 災害にあったとき

災害見舞金

水震火災やその他の非常災害により住居や家財に損害を受けたとき

弔慰金

家族弔慰金

水震火災やその他の非常災害により死亡したとき



短期給付・年金等給付の詳細は、「私学共済ブック2019〔給付編〕」（隔年発行）をご覧ください。私学共済ホームページ〔加入者用ページ▶私学共済制度の刊行物〕でも閲覧できます。

お問い合わせの際には

私学共済制度に加入すると、所属学校単位に加入者番号を付番します。お問い合わせの際には、学校記号番号又は加入者番号を伝えてください。

なお、令和3年3月から新たに発行される加入者証等には枝番が付番されていますが、照会の際に枝番は不要です。

加入者証の記号・番号の例

記号	1	1	A	9	9	9	9	番号	9	9	9	9
	県コード		学種		学校番号			個人番号				
	学校記号番号											
加入者番号												

年金等給付事業

厚生年金保険給付

平成27年10月に被用者年金制度が一元化し、私学共済制度における年金の加入期間は厚生年金保険の被保険者期間とみなされ、私学事業団は当該期間にかかる厚生年金保険の給付を行う実施機関になっています。

退職等年金給付

被用者年金制度の一元化により廃止された、共済年金の「職域部分」にかわる給付です。財政運営については積立方式、給付設計はキャッシュバランス方式を採用しています。

給付の種類	概要	厚生年金保険給付	退職等年金給付
老齢・退職給付	生年月日や加入期間に応じて、一定の年齢に達したときや退職したときに支給されます。	老齢厚生年金、脱退一時金（日本国籍を有さず年金を受けられない人のみ）	退職年金
障害給付	加入期間中に初診日がある病気やケガで、障害認定日（原則初診日の1年6か月後）に障害等級（※）が1～3級に該当するときに支給されます。	障害厚生年金、障害手当金（障害等級3級の程度より軽い状態で一定の要件に該当したとき）	職務障害年金（通勤災害は対象外）
遺族給付	加入者又は加入者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族に支給されます。遺族の順位は、①配偶者、子 ②父母 ③孫 ④祖父母です。	遺族厚生年金	職務遺族年金（通勤災害は対象外）

※障害等級は障害者手帳と必ず一致するものではありません。

福祉事業（福利厚生）

保健事業

特定健康診査・特定保健指導、ヘルスケアポイント、人間ドック利用費用補助事業、メンタルヘルス等相談事業、郵送検診、出産祝品等の贈呈、各種割引事業などを行っています。

医療事業

直営の医療施設として、東京臨海病院を運営し、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

宿泊事業

全国にホテル「ガーデンパレス」（札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡）を8か所、宿泊所・保養所（箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都）を8か所運営しています。

積立貯金事業

加入者の毎月の給与や賞与から貯金を受け入れ、安全に運用することで、有利な利率（※）で還元しています。
※年利 0.25%（半年複利）
金融情勢の変動等により変更する場合があります。

積立共済年金事業

拠出型企業年金保険制度で、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後に年金や一時金等の給付が受け取れます。
税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）と自由選択コース（一般の生命保険料控除の対象）があります。

共済定期保険事業

スケールメリットをいかした保険料で、死亡した場合や高度障害となった場合に保険金が給付されます。
1年更新の団体保険制度で、個人加入コースと学校加入コースがあります。

生涯生活設計の支援事業

教職員生涯福祉財団と共催で、退職後を含めた生活設計に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催しています。
また、通信研修・講座等の割引斡旋を行っています。

貸付事業（15頁参照）

一般、教育、結婚、災害、医療・介護、住宅貸付の6種類の加入者貸付が利用できます。
加入者貸付の送金から償還金の払い込みまでのすべての手続きは、所属校を通して行います。

福祉事業の詳細は、「私学共済ブック [2020・2021] [保健・宿泊編]」をご覧ください。
私学共済ホームページ[加入者用ページ▶私学共済制度の刊行物]でも閲覧できます。



共済業務に関する電話での相談サービス

共済業務にかかる各種相談、年金の試算及び証明書の交付などは、共済事業本部の他、ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課でも行っています。

お問い合わせの多い時期のため、共済事業本部への電話がつながりにくい状態となっていますので、お近くの共済業務課を利用してください。

受付時間：月～金曜日（年末年始及び祝日を除きます）
9:00～17:15

※各事業の詳細は、私学共済ホームページをご覧ください。 <https://www.shigakukyosai.jp/>

共済業務課（直通）	札幌ガーデンパレス	☎011(222) 6234
	仙台ガーデンパレス	☎022(299) 6231
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957) 1388
	大阪ガーデンパレス	☎06(6393) 9701
	広島ガーデンパレス	☎082(262) 1134
	福岡ガーデンパレス	☎092(752) 0651
共済事業本部（代表）		☎03(3813) 5321

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の前期募集が始まります 前期申出期間 4月26日(月)～5月25日(火)

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望する場合は、申出期間内に手続きをしてください。なお、積立貯金のパンフレットは3月25日(木)に単独発送しました。追加でパンフレットが必要な場合は福祉部保健課貯金係まで連絡してください。また、私学共済ホームページ〔福祉事業▶積立貯金〕にも掲載しています。

●制度のあらまし

- ・利率 年利0.25% (半年複利。利率は、金融情勢の変動等により変更する場合があります)
- ・積立金額単位 1,000円単位
- ・積み立て方法 (②のみの積み立てはできません)
 - ①定時積立金 毎月の給与から積み立て
 - ②臨時積立金 年3回・夏期・冬期・春期の賞与等から積み立て
- ・今回の申し込みによる積み立て開始時期
6月の給与から〔払込期限は7月9日(金)〕

●申し込み方法 (所定の用紙で申し込んでください)

- ・新規加入 「貯金加入申込書」
- ・積立金額の変更 「積立金変更申込書」
- ・積立貯金の復活 「積立中断・復活届書」

私学共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申出期間内に提出してください。

●送付先 (積立貯金書類専用)

〒101-8709 日本郵便(株) 神田郵便局私書箱第103号
私学事業団共済事業本部 貯金係

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

加入者が資格喪失したときや、被扶養者の取り消しをしたときは、無効となった加入者証や加入者被扶養者証等を必ず返納してください。任意継続加入者となるときも、加入者証・加入者被扶養者証等を新たに交付するため、在職中に使用していた加入者証等を回収のうえ返納してください。

返納された加入者証等は、機械で読み取り作業をします。切断したり、テープで用紙へ貼り付けたりせず、加入者証等のみ送付してください。提出済みの報告書等の写しや返納理由書の添付は不要です。【業務部 資格課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日の午前中は大変混雑しております。また、連休明けも混雑が予想されます。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。お問い合わせは、お近くのガーデンパレス共済業務課も利用してください(17頁参照)。

被扶養者の要件の再確認を!

被扶養者として認定されている人が、就職して健康保険に加入したとき、アルバイトなどで収入が増加したとき、又は同居を要件とする被扶養者が別居したときなど、被扶養者の要件を欠いたときは、速やかに「被扶養者取消申請書」を提出してください。

被扶養者の再審査等で、以前から被扶養者の要件を欠いていることが判明すると、要件を欠いた時点で遡って被扶養者の取り消しとなり、その間に受けた保険診療費などは返還していただくことになります。

4月は被扶養者の状況も変動することが多い時期です。要件を満たしているか再確認し、手続きが遅れることがないように注意してください。

【業務部 資格課】

4月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 3月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 5月6日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金
23日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(水)	掛金等 3月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 4月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(金)	掛金等 3月分納期限 貸付 5月24日送金分申込締め切り

5月の共済業務スケジュール

6日(木)	貸付 送金 貸付 4月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>

助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

お見舞い

福島県沖を震源とする地震により被害を受けられた皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。
私学事業団では、被害を受けられた学校並びに加入者、被扶養者及び年金受給者の皆様に
全力で支援してまいります。
被害を受けられた皆様の安全と被災地の日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

令和3年度 日本私立学校振興・共済事業団職員募集

私学事業団では、下記のとおり令和3年度職員採用試験を行いますので、関係者へご案内ください。
受験手続き、その他詳細については私学事業団ホームページ〔採用・募集情報〕にてご確認ください。

- 受験資格…平成4年4月2日以降生まれの者で学校教育法による大学の学部を卒業（又は大学院の修士課程を修了）した者、もしくは令和4年3月までに卒業（又は修了）見込みの者又は本事業団がこれらと同等と認めた者。
- 採用予定人数…5名程度
- 採用予定年月日…令和4年4月1日(金)
(既卒者は令和3年度中に採用の場合あり)
- 受験申込期間
令和3年4月2日(金)～5月6日(木)

- 第一次試験（教養・作文）
令和3年6月27日(日)
会場 東京大学教養学部駒場キャンパス
- 第二次試験（第一次試験合格者に対する面接等）
令和3年7月（予定）

【問い合わせ先】

総務部 人事課

☎ 03(3230)7884、03(3813)9518

Eメール jinji@shigaku.go.jp

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

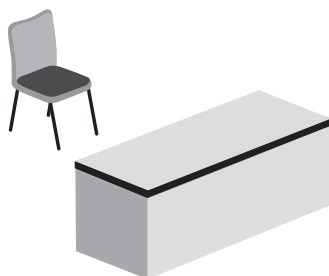
私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的に確認してください。

令和3年4月は、「令和2年度私立大学等経常費補助金に係る申請内容の確定報告」について等を掲載する予定です。

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7300~7314

Eメール hojokin@shigaku.go.jp



経営相談のご案内

私立学校の経営の改善及び安定に寄与するため、経営相談を実施しています。

学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスします。

【相談内容の例】

- ①経営改善計画の作成支援
- ②管理運営、組織の活性化
- ③教育条件の比較・分析、④財務の分析・比較
- ⑤学生生徒等の確保、⑥人事政策・人件費の見直し
- ⑦収入の確保、経費の節減、⑧その他の課題
- ⑨専門家を活用した相談

【経営相談の申込書等について】

- ◆大学・短期大学・高等専門学校法人

3月15日に電子窓口に掲載

- ◆高等学校・中等教育学校法人

3月15日に理事長宛てに送付

令和3年度において経営相談を希望される場合には、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

◎申し込み締め切り日： 令和3年4月19日(月)

【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7826・7828

Eメール shien@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
広島カーテンパレス

〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082(262)1122(代表)
JR「広島」駅新幹線口から徒歩5分
<https://www.hotelgp-hiroshima.com/>

1泊2食付プラン 特選Aコース 旅Story

広島の名産を取り入れた夕食が付いた宿泊プランです。厳島神社などの広島の観光地を巡った後は、広島ガーデンパレスでゆっくりしませんか。なお厳島神社は改修工事中です(令和3年3月時点)。

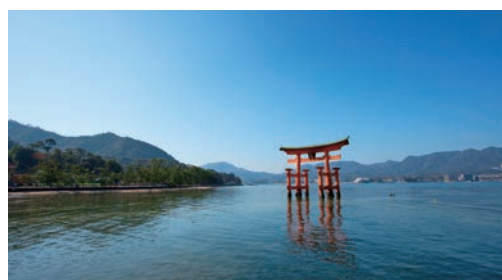
1泊2食(2名1室／1名様) 16,000円

取扱期間：通年

※予約の際は夕食の時間をお伝えください。

※夕食は和食会席又は洋食コースのどちらから選べます。

※キャンセル又は変更は宿泊日の2日前までに連絡してください。



厳島神社

鎌倉 あじさい荘

〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506
JR「鎌倉」駅から江ノ島電鉄「長谷」駅下車、徒歩8分

あじさいプラン

6月になると鎌倉の各所は紫陽花の彩りに満ちています。長谷地区の成就院・御霊神社・長谷寺・光則寺などに咲く紫陽花は、有名です。あじさい荘を拠点に紫陽花巡りを計画してはいかがでしょうか。

1泊2食(2名1室／1名様) 9,500円

取扱期間：通年(夏期間・年末年始を除きます)

※1名1室でご利用の場合は、1泊につき1,500円の割り増しとなります。



長谷寺の紫陽花

融資事業のご案内

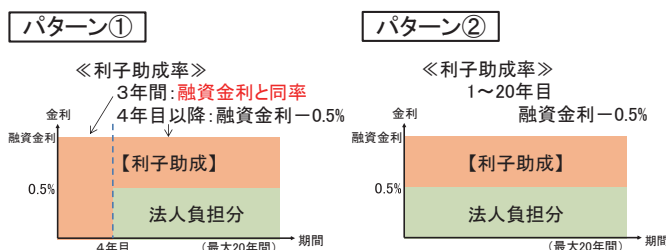
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図：返済期間20年の場合】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。

※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。詳しくはお問い合わせください。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利(令和3年3月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 0.90	年% 0.60	年% 0.34	年% 0.404
寄宿舎などの建築・用地取得	1.00	0.70	0.44	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.34	(5.5年以内) 0.303

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp